

青森県犯罪被害者支援ハンドブックを改訂しました

犯罪によって被害に遭われた方、そのご家族、ご遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）は、思いもよらない困難な状況に直面し、さまざまな問題や苦しみを抱えることになります。

犯罪被害者等が直面する困難を開き、日常を取り戻していくためには、支援を行う機関・団体が連携し、犯罪被害者等が望んでおられる支援を適切に、途切れなく行うことが求められます。

「青森県犯罪被害者支援ハンドブック」は、支援を行う際の留意点や連携方法、相談窓口等を取りまとめ、平成21年度に青森県が発行したもので、この度、関係機関・団体のご協力により改訂を行い、最新情報に更新しました。

犯罪被害者等支援の一層の充実のため、ぜひご活用ください。

令和6年10月の主な改訂内容

◎令和5年12月に施行された「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」に基づき修正を行いました。

◎令和6年4月1日から、保護命令制度による被害者の保護等が拡充されたことに伴う修正を行いました

◎市町村における条例の制定や見舞金支給等の状況について新たに掲載しました。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

ー小さな勇気 きっとだれかの 大きな支えー

<お問合せ>

青森県交通・地域社会部地域生活文化課 交通・地域安全グループ

〒030-8570 青森市長島1-1-1

TEL：017-734-9232 E-mail：kotsu-chiiki@pref.aomori.lg.jp

※各機関・団体による支援内容の詳細については、ハンドブックに掲載されている連絡先に直接お問合せください。